

個人情報の第三者提供の同意について

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者（当健保を含む）は、あらかじめ、本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされています。

従って、例えば、民間保険会社、職場、学校等の第三者から健康情報等の照会があった場合には、本人の同意を得ないで第三者に個人データを提供することはありません。しかし、被保険者にとって利益となるものや医療費通知などの現行通知方法を変更することにより、健保組合の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえない内容については、被保険者等から特段明確な反対・保留の意思表示がない場合には、これらの個人情報の利用について黙示による包括的な同意が得られているものとして取り扱ってよいこととされています。なお、「医療費明細兼給付決定通知書」については、被保険者本人だけでなく、家族の方にかかわる事項となりますので、家族の方も対象となります当健保では、この事項について包括的な合意を得たこととして取り扱います。

1. 個人情報の第三者への提供（包括的合意事項）

医療費通知を世帯まとめて通知すること。

2. 第三者へ提供する個人情報（個人データ）の項目及び手段・方法

1. 第三者に提供される個人情報の項目

受診者氏名、診療年月、支給期間、診療区分又は給付種別、日数、医療費総額、健保負担額、自己負担額、診療を受けた医療機関の名称、法定給付費額、支払日

2. 提供の手段又は方法

1.の内容が含まれた「医療費明細等」を、年1回健保登録住所へ郵送します。

3. 第三者への提供の停止手続

1. 被保険者等は、利用目的の中で同意しがたいものがある場合は、その事項について、あらかじめ本人の明確な同意を得るよう健保組合に求めることができます。
2. 被保険者等から上記の意思表示がない場合は、公表された利用目的について同意が得られたものとしします。
3. 同意及び保留は、被保険者等からの申出により、いつでも変更は可能です。停止を希望される場合には、当健保にご連絡ください。